

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(国基準)の改正について

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下「国基準」という。)の改正が行われたため、その条項に準拠している東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について改正する。

2 国基準の改正内容

項目	従来の基準	改正後の基準
連携施設確保義務について	家庭的保育事業者等の連携施設確保義務の経過措置の期限は5年間(令和元年度末まで)	家庭的保育事業者等の連携施設確保義務の経過措置の期限を5年間から10年間へ延長(令和6年度末まで延長)
	家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が必要。	家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を適用しないこととすることができる。 この場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを、卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
	保育所型事業所内保育事業所については、第6条第1項第1号に掲げる「保育の内容に関する支援に係る連携協力」及び第2号に掲げる「代替保育の提供に係る連携協力」は不要	満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所については、市長が適当と認めるものについては、第6条第1項第3号に掲げる「卒園後の受皿の提供を行う連携協力」を不要とする。

項目	従来の基準	改正後の基準
自園調理義務について	<p>新制度施行日の前日時点で保育事業を営んでいた者が、制度施行後に家庭的保育事業の認可を得た場合（家庭的保育者の居宅で保育を提供しているもの）、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、自園調理の原則の適用を猶予する。</p>	<p>新制度施行日の前日時点で保育事業を営んでいた者が、制度施行後に家庭的保育事業の認可を得た場合、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業についても、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、自園調理の原則の適用を猶予する。</p>